



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

相続時精算課税制度の改正について(令和6年より)

先月号の「事務所だより」で相続時精算課税についてみてみましたが、今回は令和6年からの改正点等も見てみます。

1.相続時精算課税制度の改正

相続時精算課税制度とは、原則「60歳以上の両親(もしくは祖父母)」から「18歳以上の子供(もしくは孫)」に対して、生前贈与をした際に選択できる贈与税の制度です。

相続時精算課税制度を使える人は、原則「贈与者と受贈者が直系血族であること」が前提となり、具体的に以下の要件が設けられています。

贈与者(財産を渡す人) = 受贈者の父母・祖父母、贈与した年の1月1日現在60歳以上

受贈者(財産をもらう人) = 贈与者の子・孫、贈与した年の1月1日現在18歳以上

養子縁組した子供や孫への贈与については、養子縁組後の贈与のみ相続時精算課税制度を適用できますが、養子縁組前の贈与については制度を適用できません。

相続時精算課税制度を選択すれば最大2,500万円の特別控除を適用することができ、2,500万円を超過した贈与財産については贈与税の税率が一律20%となることや、最大2,500万円の贈与財産については、贈与者の相続発生時(死亡時)の相続財産に持ち戻して(加算)、相続税額の計算を行うことには変わりはありません。

2.贈与税の別途110万円基礎控除の創設

令和6年(2024年1月)から適用される今回の改正により、特別控除の2500万円とは別に年間110万円まで基礎控除が認められます。そのため、年間110万円までの贈与であれば以下のような特徴があります。

贈与税がかからない

贈与税の申告が不要

相続税がかからない

相続時精算課税制度で贈与を

受けた人だけが110万基礎控除を

使えます。

相続時精算課税制度で贈与を受けたら

二度と暦年課税制度には戻れない。

年110万円以下の基礎控除の部分は、贈与税だけでなく相続税もかかりません。

相続時精算課税制度で贈与を受けても、年110万円までの部分は相続財産に持ち戻さなくていい。

非常に複雑ですが110万円までの連年贈与も可能です。

新しい相続時精算課税制度(2024年1月~)



新たな相続時精算課税制度は

これまでの贈与税の特別控除(累計2500万円)に、新たに基礎控除(年110万円)が追加